

平成27年度奈良県相談支援従事者初任者研修 実施要項

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得をすることにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として、国が定める「相談支援従事者研修事業実施要綱」に基づき、相談支援従事者初任者研修を実施する。

2 主催者 奈良県

3 研修期間及び場所

平成27年7月30日（木）から9月4日（金）までの間の5日間または2日間

開催日		場所
第1日目 (A, B コース)	7月30日（木）	奈良県文化会館 2階 小ホール (奈良市登大路町6-2)
第2日目 (A, B コース)	7月31日（金）	奈良県文化会館 2階 小ホール (奈良市登大路町6-2)
第3日目 【演習】 (A コース)	<1>8月6日（木）	エルトピア中和（中和労働会館）1階 大会議室 (大和高田市西町1-60)
	<2>8月7日（金）	エルトピア中和（中和労働会館）1階 大会議室 (大和高田市西町1-60)
	<3>8月17日（月）	奈良県社会福祉総合センター 5階 大会議室 (橿原市大久保町320番11)
第4日目 【演習】 (A コース)	<1>8月24日（月）	エルトピア中和（中和労働会館）1階 大会議室 (大和高田市西町1-60)
	<2>8月25日（火）	エルトピア中和（中和労働会館）1階 大会議室 (大和高田市西町1-60)
	<3>8月31日（月）	奈良県社会福祉総合センター 5階 大会議室 (橿原市大久保町320番11)
第5日目 (A コース)	9月4日（金）	奈良県産業会館 5階 大会議室 (大和高田市幸町2番33号)

※【演習】（第3、4日目）については、人数調整のため、上記の<1>、<2>、<3>の日程のいずれかの受講となります。受講日程は、受講決定時に通知します。

4 研修日程及び研修内容

別紙3「平成27年度奈良県相談支援従事者初任者研修 日程（案）」のとおり

5 研修対象者

区分	受講日	コース
①障害者の相談支援専門員として従事しようとする方	<5日間>	A
②サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする方	<2日間> 第1, 2日目	B

※②サービス管理責任者として従事しようとする方は、本研修（Bコース）と「サービス管理責任者等研修」（日程未定）の両方の受講が必要です。

※②児童発達支援管理責任者として従事しようとする方は、本研修（Bコース）と「児童発達支援管理責任者研修」（日程未定）の両方の受講が必要です。

6 研修定員

- (1) Aコース（5日間） : 160名
(2) Bコース（2日間） : 100名

7 受講の申し込み手続き

- (1) 受講希望者は、別紙1「平成27年度奈良県相談支援従事者初任者研修受講申込書」により平成27年7月3日（金）までに、郵送（当日の消印有効）にて下記あてお申し込み下さい。（電子メール、FAXでの申込みは不可）
- (2) 郵送の際、受講決定通知のための返信用封筒（受講決定通知先の住所・法人、団体が記載された82円切手貼付済みの定型封筒（長形3号））を必ず同封してください。

申込先

奈良県健康福祉部 障害福祉課 自立支援係

住 所 : 〒630-8501 奈良市登大路町30

(電話 : 0742-27-8513)

(3) 受講申込書記入の際の留意事項

- ①同一法人及び団体から複数名の申し込みをする場合は、**必ず優先順位を付与し、申込者ごとに受講申込書を作成**して下さい。

例：2人申込みをされる場合

→ 申込書を2枚使用の上、優先順位1、2を必ず記入して下さい。

- ②別紙2「(参考)相談支援専門員及びサービス管理責任者等の要件について」をご確認下さい。

- ③Aコース受講希望者で、相談支援専門員としての具体的な配置予定がある場合、以下にご留意ください。

- ・既存の県内指定相談支援事業所における体制の維持・充実、並びに新規の県内指定相談支援事業所の開設促進等を図る観点から、**相談支援専門員として配置が予定されている方を優先的に受講決定**することとします。
- ・受講申込書に「**相談支援専門員としての配置予定**」欄を設けていますので、**平成28年3月末までに相談支援専門員として配置予定がある場合は、当該欄に必要事項を記載**してください。
- ・**配置予定の事業所を運営する法人代表者の署名・押印は必須**です。**法人の代表者は、申込者の実務経験等を踏まえ、具体的な配置予定が可能かどうかを確認の上、署名・押印願います。**
- ・なお、**実際に相談支援専門員として配置されたかどうか、実績を確認し、その結果を翌年度の受講決定に反映**しますので、予めご了承ください。

8 受講者の決定

- ・相談支援専門員としての配置予定、受講申込書記載の優先順位、従事する業務の内容、実務経験・年数、地域バランス等を勘案して受講の決定をします。（7月中旬から、受講決定通知を送付します。）

申込多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。

9 修了証書等

- (1) Aコース修了者は、研修の**全課程（5日間）を修了した場合、修了証書を交付**します。
- (2) Bコース修了者は、研修の**全課程（2日間）を修了した場合、受講証明書を交付**します。

(3) 県及び市町村職員については、原則修了書等は交付しません。(修了者名簿への記載のみ)

※修了証書を必要とする特別な事情がある場合は、その旨を書面にてご提出ください。(様式自由)

10 受講料 無料

担 当：奈良県健康福祉部障害福祉課 自立支援係 熊本・戸出
住 所：〒630-8501 奈良市登大路町30
T E L：0742-27-8513 F A X：0742-22-1814